

平成27年草加市議会12月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 81号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算（第3号）
- 第 82号議案 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 83号議案 平成27年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 84号議案 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成27年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 87号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 88号議案 草加市職員定数条例及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 89号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 90号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 91号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 92号議案 草加市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 93号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 94号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 95号議案 草加市公害防止施設整備資金融資条例を廃止する条例の制定について
- 第 96号議案 草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 97号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 98号議案 市道路線の廃止について
- 第 99号議案 市道路線の認定について
- 第100号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第101号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第102号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【請願】

- 請願第 2号 松原団地駅の駅名存続を求める請願書
- 請願第 3号 国民皆保険制度を守るための請願書

議案

第81号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額	71,476,178千円
歳入・歳出補正予算額	83,422千円
補正後の歳入・歳出予算額	71,559,600千円

補正予算の主な内容

歳入	丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千円)		
款	補正額	主 な 内 容	
13 国庫支出金	264,974	障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	53,193
		障害者自立支援医療費負担金	499
		保育園運営費負担金	39,589
		障害児通所支援給付費負担金(子育て支援課)	54,480
		地域型保育事業運営費負担金	7,884
		障害児通所支援給付費負担金(障がい福祉課)	989
		生活保護費等負担金	115,077
		選挙人名簿システム改修費補助金	1,155
		障害者地域生活支援事業費補助金(障がい福祉課)	9,469
		がん検診推進事業費補助金	16,363
14 県支出金	88,105	障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	26,597
		障害者自立支援医療費負担金	250
		保育園運営費負担金	19,794
		障害児通所支援給付費負担金(子育て支援課)	27,240
		地域型保育事業運営費負担金	3,942
		障害児通所支援給付費負担金(障がい福祉課)	494
		障害者地域生活支援事業費補助金(障がい福祉課)	4,735
		保育対策等促進事業費補助金	54,327
		賃貸物件による保育所整備事業費補助金	18,648
		保育所緊急整備事業費補助金	134,978
16 寄附金	100	①図書館費寄附金	50
		②生涯学習費寄附金	50
17 繰入金	93,547	・財政調整基金繰入金	153,547
		③みどりのまちづくり基金繰入金	60,000
合 計	83,422		

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	1,581	・人件費 [職員課]		1,581
2 総務費	10,151	・人件費 [職員課]		12,463
		・選挙管理委員会運営事務[選挙管理委員会]		2,312
3 民生費	302,107	・人件費 [職員課]		36,744
		・自立地域生活支援事業[障がい福祉課]		18,938
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]		107,368
		・障害児家庭支援事業[子育て支援課]		108,962
		・公立保育園運営事業[保育課]		10,878
		・民間保育推進事業[保育課]		68,787
		・児童館・児童センター運営事業[子育て支援課]		2,280
		・生活保護関係事業[福祉課]		5,775
		・生活保護事業[福祉課]		153,437
4 衛生費	181,308	・人件費 [職員課]		15,096
		・健康増進事業(がん検診分)[健康づくり課](財源振替)		0
		・廃棄物処理事業[廃棄物資源課]		157,737
		・し尿処理事業[廃棄物資源課]		8,475
5 労働費	3,075	・人件費 [職員課]		3,075
6 農林水産業費	6,068	・人件費 [職員課]		7,364
		・農業用水路維持管理事業[産業振興課]		1,296
7 商工費	709	・人件費 [職員課]		709
8 土木費	576	・人件費 [職員課]		3,894
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		15,564
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課]		26,882
		・公園広場等整備事業[みどり公園課]	㊸	60,000
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		20,872
9 消防費	5,502	・人件費 [職員課]		5,645
		・草加市八潮市消防広域化事業[総務課]		143

10 教育費	12,285	・人件費 [職員課]		21,569
		・学校就学援助事業(小学校)[学務課]		4,527
		・学校就学援助事業(中学校)[学務課]		4,657
		・新成人のつどい企画運営事業[生涯学習課]	㉔	50
		・図書館情報サービス・管理運営事業[中央図書館]	㉓	50
合 計	83,422			

・繰越明許費の設定

新規設定分 児童館・児童センター運営事業 繰越額 2,280千円

・債務負担行為の補正(14事業)

追加(新規設定分) 公有財産管理事業(平成27年度～平成29年度) 限度額 126,509千円

追加(新規設定分) コミュニティセンター等管理事業(平成27年度～平成28年度) 限度額 814千円

追加(新規設定分) スポーツ振興事業(体育施設管理運営・整備事業)(平成27年度～平成28年度) 限度額 1,592千円

追加(新規設定分) 社会福祉施設管理運営事業(養護老人ホーム松楽苑)(平成27年度～平成28年度) 限度額 136千円

追加(新規設定分) 社会福祉施設管理運営事業(総合福祉センターであいの森)(平成27年度～平成28年度) 限度額 154千円

追加(新規設定分) 社会福祉施設管理運営事業(在宅福祉センターきくの里)(平成27年度～平成28年度) 限度額 257千円

追加(新規設定分) きたや保育園建替事業(平成27年度～平成28年度) 限度額 15,012千円

追加(新規設定分) 児童館・児童センター運営事業(氷川児童センター)(平成27年度～平成30年度) 限度額 432千円

追加(新規設定分) 放課後児童健全育成事業(西町・氷川児童クラブ)(平成27年度～平成28年度) 限度額 318千円

追加(新規設定分) 放課後児童健全育成事業(松原・花栗南・谷塚児童クラブ)(平成27年度～平成29年度) 限度額 1,000千円

追加(新規設定分) 道路舗装改良事業(平成27年度～平成28年度) 限度額 104,058千円

追加(新規設定分) 排水路整備事業(平成27年度～平成28年度) 限度額 198,072千円

追加(新規設定分) 排水施設整備事業(平成27年度～平成28年度) 限度額 36,720千円

追加(新規設定分) 学校給食推進事業(中学校)(平成27年度～平成30年度) 限度額 718,691千円

第 8 2 号議案 平成 2 7 年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額	7,675,802千円
歳入・歳出補正予算額	-20,872千円
補正後の歳入・歳出予算額	7,654,930千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
4 繰入金	20,872	一般会計繰入金	20,872
合 計	20,872		

歳出		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
1 総務費	20,872	人件費 [職員課]	20,872
合 計	20,872		

第 8 3 号議案 平成 2 7 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額	1,978,366千円
歳入・歳出補正予算額	-15,564千円
補正後の歳入・歳出予算額	1,962,802千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
3 繰入金	15,564	一般会計繰入金	15,564
合 計	15,564		

歳出		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
1 総務費	15,564	人件費 [職員課]	15,564
合 計	15,564		

第 8 4 号議案 平成 2 7 年度草加都市計画事業新田駅西口土地画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額	531,173千円
歳入・歳出補正予算額	-26,882千円
補正後の歳入・歳出予算額	504,291千円

補正予算の主な内容

歳入		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
4 繰入金	26,882	一般会計繰入金	26,882
合 計	26,882		

歳出		(千円)	
款	補正額	主 な 内 容	
1 総務費	26,882	人件費 [職員課]	26,882
合 計	26,882		

第 8 5 号議案 平成 2 7 年度草加市水道事業会計補正予算（第 1 号）

・債務負担行為		新規設定分		(千円)
No.	事 項 (期 間)		限度額	
1	施設改良事業 (平成27年度～平成28年度)		309,900	

第 8 6 号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市有財産の管理に関する事務を一元的に行うことにより、地域経営の観点から市有財産を最適な状態で管理し、及び活用するため、行政組織の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 市有財産の管理の一元化

総務部の「市有財産の管理及び処分に関する事務」及び都市整備部の「市営住宅の管理に関する事務」を総合政策部の事務とし、市有財産の管理に関する事務を一元化します。

【現行】

総務部 ・市有財産の管理(市営住宅の管理を除く。)及び処分に関すること。
都市整備部 ・住宅(市営住宅の管理を含む。)に関すること。



【改正後】

総合政策部 ・市有財産の管理(市営住宅の管理を含む。)及び処分に関すること。
都市整備部 ・住宅(市営住宅の管理を除く。)に関すること。

(2) 条文の所要の整備

子ども未来部の事務のうち、「母子及び寡婦福祉に関する事務」を「母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事務」に改めます。

【現行】

子ども未来部

- ・ 子どもに係る政策の企画及び調整に関すること。
- ・ 青少年の健全育成に関すること。
- ・ 児童福祉に関すること。
- ・ 母子及び寡婦福祉に関すること。



【改正後】

子ども未来部

- ・ 子どもに係る政策の企画及び調整に関すること。
- ・ 青少年の健全育成に関すること。
- ・ 児童福祉に関すること。
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 8 7 号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものです。

2 内容

(1) 市の責務

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を行うとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを市の責務とします。

(2) 個人番号の利用範囲

番号法に掲げられた市の機関が個人番号を利用することができる事務（以下「法定利用事務」といいます。）に該当しない事務であっても、番号法第 9 条第 2 項の規定により、社会保障、税、災害対策等に関する事務については必要な限度で、条例に定めることにより個人番号の利用ができるようになります。

そこで、個人番号を利用することができる事務として、次の事務を追加して定めま

ア 個人番号の独自利用に係る事務

特定個人情報保護委員会 が行政事務の効率化、市民の利便性の向上等につながると考えられることから、他団体と情報連携を行うことを認めた次の事務（以下「独自利用事務」といいます。）の処理については、個人番号を利用することができるものとします。

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
市長	再開発住宅管理事務
教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務
市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
市長	在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務
市長	私立幼稚園就園奨励費に関する事務
教育委員会	就学援助に関する事務

特定個人情報保護委員会とは

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関

イ 庁内での情報連携

市の機関が、法定利用事務及び独自利用事務の処理を行うに当たり、同じ機関内の部署において特定個人情報の情報連携（以下「庁内連携」といいます。）を行うことにより、市民の利便性の向上を図ることができる事務については、庁内連携を行う際に個人番号を利用することができるものとし、その対象事務は、番号法別表第2に定める事務のほか次の事務とします。

(ア) 庁内連携を行う機関が市長の場合

事務	特定個人情報
児童福祉法による障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供、保育所での保育の実施等関係事務	外国人生活保護措置関係情報
児童福祉法による助産施設での助産の実施又は母子生活支援施設での保護の実施関係事務	外国人生活保護措置関係情報
身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置等関係事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
生活保護関係事務	母子生活支援施設での保護の実施関係情報
	地方税関係情報
	公営住宅管理関係情報
	教育・保育給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
	再開発住宅管理関係情報
地方税関係事務	医療保険給付関係情報
	生活保護関係情報
	介護保険給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
公営住宅管理関係事務	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
国民健康保険の支給等関係事務	生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置等関係事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報

	外国人生活保護措置関係情報
老人福祉法による措置等関係事務	外国人生活保護措置関係情報
母子保健法による保健指導等関係事務	予防接種実施関係情報
後期高齢者医療給付の支給等関係事務	生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
中国残留邦人等支援給付等支給関係事務	母子生活支援施設での保護実施関係情報
	地方税関係情報
	公営住宅の管理関係情報
	教育・保育給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
	再開発住宅管理関係情報
介護保険給付の支給等関係事務	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
自立支援給付の支給等関係事務	外国人生活保護措置関係情報
子どものための教育・保育給付の支給等関係事務	外国人生活保護措置関係情報
生活に困窮する外国人への生活保護措置関係事務	母子生活支援施設での保護実施関係情報
	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	公営住宅管理関係情報
	児童扶養手当関係情報
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金支給関係情報
	障害児福祉手当、特別障害者手当等支給関係情報
	養育医療関係情報
	児童手当関係情報
	介護保険給付等関係情報
	自立支援給付支給関係情報
	教育・保育給付等関係情報
	再開発住宅管理関係情報
再開発住宅管理事務	障害者関係情報
	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
ひとり親家庭等医療費支給関係事務	医療保険給付関係情報

	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	児童扶養手当関係情報
	児童手当関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
在宅重度心身障害者手当支給関係事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報
私立幼稚園就園奨励費関係事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護措置関係情報

(1) 庁内連携を行う機関が教育委員会の場合

事務	特定個人情報
学校保健安全法による医療費用の援助関係事務	就学援助に関する情報
特別支援教育就学奨励費に関する事務	就学援助に関する情報

(3) 特定個人情報の提供

市民の利便性の向上及び負担の軽減並びに行政事務の適正な実施を図るため、番号法第19条第9号の規定により条例で定めることにより、市の機関の間で互いに保有する特定個人情報の照会又は提供を行うことが可能になる事務について、次のように定めます。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務	市長	地方税関係情報
教育委員会	就学援助に関する事務	市長	生活保護関係情報
			地方税関係情報
			外国人生活保護措置関係情報

3 施行期日

平成28年1月1日から施行します。ただし、情報提供ネットワークシステムに関する規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものとします。

第 8 8 号議案 草加市職員定数条例及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

引用条文の移動その他条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 8 9 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等により、市の諸施策の推進を図り、市民の生活の向上等に資するため、職員を派遣することができる公益的法人等を追加するものです。

2 内容

職員を派遣することができる団体として、新たに次の団体を加えます。

- (1) 公益財団法人草加市体育協会
- (2) 公益社団法人草加市シルバー人材センター
- (3) 一般社団法人草加市コミュニティ協議会

3 施行期日

公布の日とします。

第 9 0 号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、障害共済年金及び遺族共済年金を厚生年金として調整の対象とするとともに、加算額を考慮した調整額を新たに定めるものです。

2 内容

一元化法の施行に伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日（平成27年10月1日）以後に新規裁定される場合は、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、次のとおり必要な改正を行います。

- (1) 追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金として調整の対象とします。
- (2) 加算額について、調整の対象とならないよう当該加算額を考慮した調整率を新たに設けます。
- (3) その他条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用します。

第91号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法の一部改正に伴い市税の徴収猶予及び換価の猶予について必要な事項を定めるとともに、個人住民税、法人市民税等の減免申請期限の延長及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の施行に伴う条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 市税の徴収猶予及び換価の猶予について

ア 猶予に係る徴収金の分割納付等について

猶予に係る徴収金の納付は、財産その他の状況等から判断して合理的かつ妥当なものに分割納付等をさせることとします。

イ 担保の徴取基準について

猶予を受けようとする金額が累計で100万円を超える場合であって猶予期間が3か月を超える場合は、特別な場合を除いて担保を徴取するものとします。

ウ 猶予の訂正期限について

猶予申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とします。

エ 申請による換価の猶予について

滞納処分により事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合であっ

て、納税について誠実な意思を有する者と認めるものからの申請により換価の猶予を行うことができるものとします。

オ 申請による換価の猶予の申請期限について

換価の猶予の申請期限は、納期限から6か月以内とします。

(2) 個人住民税等の減免申請期限の延長

個人住民税、法人市民税、軽自動車税並びに固定資産税及び特別土地保有税の減免申請に係る利便を図るため、減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」まで延長します。

[例] 納期限が5月31日の場合

【現行】		【改正後】
減免申請期限		減免申請期限
納期限前7日（ <u>5月24日</u> ）	➡	納期限（ <u>5月31日</u> ）まで延長

(3) その他

番号法の施行に伴い、条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

(1) 番号法施行に伴う条文の所要の整備

平成28年1月1日から施行します。

(2) 市税の徴収猶予及び換価の猶予に関する規定並びに個人住民税等の減免申請期限の延長

平成28年4月1日から施行します。

第92号議案 草加市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

草加松原団地建替事業の進捗に伴い、草加市立松原児童館（草加市松原二丁目1番2号）を廃止するものです。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

第93号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

社会情勢の変化に伴い国民健康保険税の賦課方式等の見直しを行うとともに、減免申請に係る利便を図るため、申請期限を延長するものです。

2 内容

(1) 国民健康保険税制度の改正

ア 賦課方式の見直し

居住用財産の増加、一世帯当たりの被保険者数の減少等に合わせ、国民健康保険被保険者に係る医療給付費分の賦課方式について、「資産割」及び「平等割」を廃止し、現在の4方式から2方式に変更します。

【現行】			【改正後】	
応能割	所得割	➡	応能割	所得割
	資産割			応益割
応益割	均等割		応益割	均等割
	平等割			

イ 応能割及び応益割の割合の見直し

国民健康保険税に係る財源を安定的に確保するため、応能割（所得割）及び応益割（均等割）の割合を次のように見直します。

	【現行】		【改正後】
応能割	71.1%	➡	66.9%
応益割	28.9%		33.1%

ウ 法定軽減制度の拡充

応能割及び応益割の平準化（応益割の引上げ）に伴い、国民健康保険税の法定軽減措置に係る軽減割合を次のように見直し、法定軽減制度を拡充します。

【現行】			【改正後】	
法定軽減割合	6割	➡	法定軽減割合	7割
	4割			5割
				2割(新設)

エ 賦課割合の見直し

歳出の現状に見合った負担とするため、国民健康保険税の賦課割合を次のように見直します。

【現行】		【改正後】	
賦課区分	賦課割合	賦課区分	賦課割合
医療給付費分	80.1%	医療給付費分	74.6%
後期高齢者支援金分	13.7%	後期高齢者支援金分	18.2%
介護納付金分	6.2%	介護納付金分	7.2%

オ 賦課限度額の引上げ

国民健康保険税に係る財源の確保を目的に、所得の多い世帯に一定の負担を求め
るため、賦課限度額を次のように引き上げます。

【現行】		【改正後】	
賦課区分	賦課限度額	賦課区分	賦課限度額
医療給付費分	500,000円	医療給付費分	510,000円
後期高齢者支援金分	130,000円	後期高齢者支援金分	140,000円
介護納付金分	100,000円	介護納付金分	120,000円
合計	730,000円	合計	770,000円

(2) 国民健康保険税の減免申請期限の延長

国民健康保険税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」まで延長します。

なお、天災、収監等による場合の減免申請について、やむを得ない事情により納期限までに申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合には、実態に合わせ、納期限後も減免申請を行うことができることとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

ア 国民健康保険税制度の改正

平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

イ 国民健康保険税の減免申請期限の延長

施行日以後に提出する申請書について適用します。

第 9 4 号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険料の減免申請に係る利便を図るため、申請期限の延長を行うものです。

2 内容

介護保険料の減免申請期限を「納期限前 7 日」から「納期限」まで延長します。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 9 5 号議案 草加市公害防止施設整備資金融資条例を廃止する条例の制定について

1 目的及び内容

社会情勢及び他の融資制度による経済的支援に鑑み、本条例を廃止するものです。

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 9 6 号議案 草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律による消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるものです。

2 内容

消費生活センターの組織及び運営等に関し条例で定める事項について、規則に委任します。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 9 7 号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、松原団地駅西側地区地区計画区域のうち環境調和型住宅ゾーンの一部において地区整備計画を定めた区域を適用区域とし、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 適用区域 松原団地駅西側地区地区計画区域のうち環境調和型住宅ゾーン(A 地区)

(2) 地区整備計画区域内における制限 地区整備計画区域内の建築物は、次の制限を受けます。

ア 用途の制限 一戸建ての住宅、住宅と事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねた建築物、自動車車庫等は建築できません。

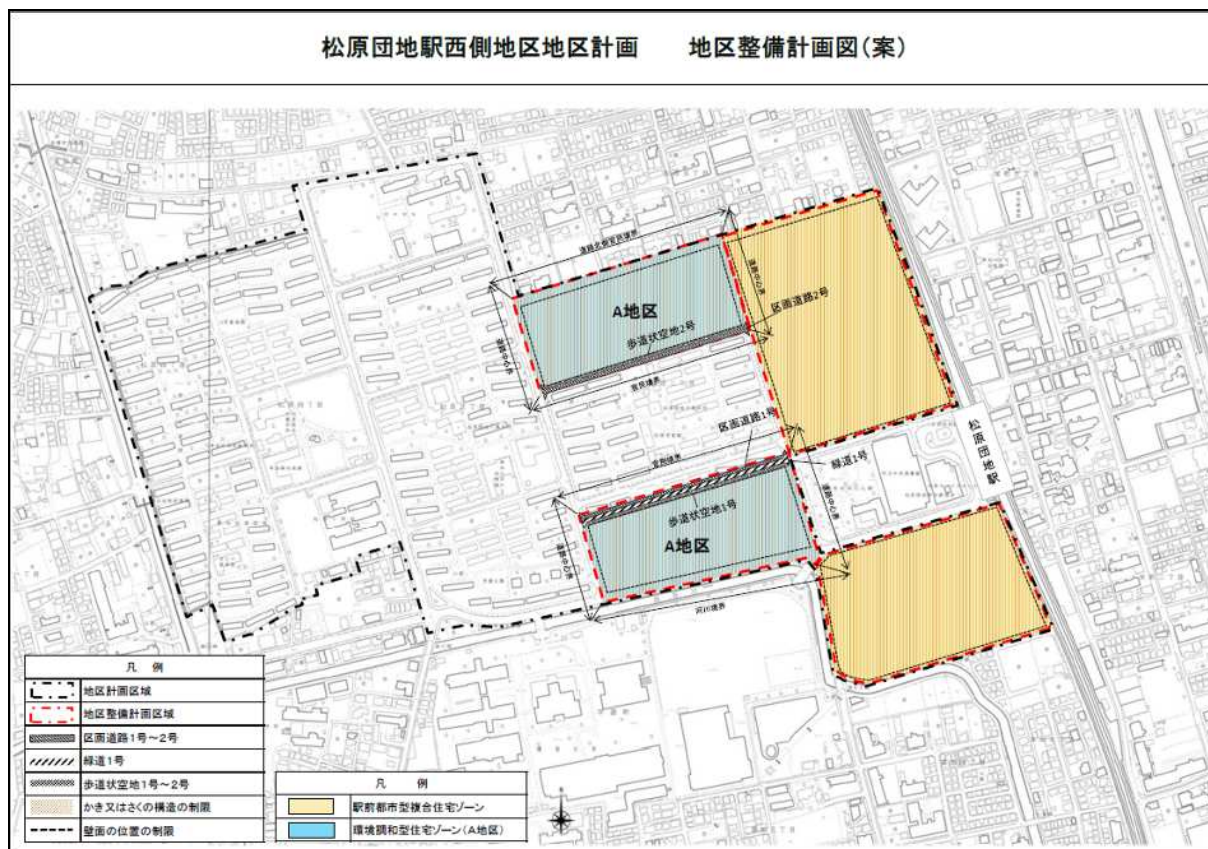
イ 敷地面積の最低限度 1,000平方メートル以上、かつ、共同住宅の用途に供する建築物にあっては、住戸数に38平方メートルを乗じた面積を超えるものであること。

ウ 壁面の位置の制限 外壁面等から道路の境界線までの後退距離は2メートル以上、隣地境界線までの後退距離は1メートル以上であること。

エ 建築物の高さの最高限度 35メートル以下であること。

3 施行期日

公布の日から施行します。



第98号議案 市道路線の廃止について

次のとおり市道を廃止するものです。(合計 20路線・2770.58m)

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 路線短縮 | 市道10391号線ほか5路線 |
| (2) 一般交通の用に供しない | 市道10511号線ほか2路線 |
| (3) 寄附による路線延長 | 市道11602号線ほか6路線 |
| (4) 中川堤防改修工事 | 市道20050号線ほか2路線 |
| (5) 路線延長 | 市道40653号線 |

第99号議案 市道路線の認定について

次のとおり市道を認定するものです。(合計 51路線・5347.32m)

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 路線短縮 | 市道10391号線ほか5路線 |
| (2) 寄附による路線延長 | 市道11602号線ほか6路線 |
| (3) 寄附 | 市道11618号線ほか27路線 |
| (4) 新田駅西口土地区画整理事業 | 市道11620号線 |
| (5) 路線付け替え | 市道11621号線 |
| (6) 松原団地駅西側地域まちづくり推進事業 | 市道11622号線ほか2路線 |
| (7) 中川堤防改修工事 | 市道20050号線ほか3路線 |
| (8) 路線延長 | 市道40653号線 |

第100号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員小澤尚久氏は、平成27年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第101号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

平成28年1月16日をもって任期満了となる公平委員会委員の後任として、新たに公平委員会委員に志岐光康氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第102号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員石井隆義氏は、平成28年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。